

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和2年4月21日)

項目	ページ
1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の執行状況について 【農地・水保全課】……………	1
2 鳥取県有種雄牛の遺伝資源保護に係る新たな契約の実施について 【畜産課】……………	3

農 林 水 産 部



「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の執行状況について

令和2年4月21日
農地・水保全課

農業用ため池の防災・減災対策の強化を図るため、必要な措置（適正管理義務、防災工事等）を講じる目的で令和元年7月1日に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（以下「ため池管理保全法」という。）の執行状況について報告します。

1 農業用ため池の届出（令和2年2月25日報告から変更あり）

(1) 概要

農業用ため池の所有者等を把握するため、令和元年12月末を期限に所有者等（行政所有は除く）からの届出が義務付けされた。

(2) 届出状況

届出対象数297か所について、令和元年12月末までに全て完了した。

※届出対象数を267か所として取りまとめていたが、旧村所有ため池についての移管状況を精査した結果、行政所有ではないと判断されたため池等が30か所判明したため、届出対象ため池を297か所とした。

2 特定農業用ため池の指定

(1) 概要

届出のあった農業用ため池のうち、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定農業用ため池」に指定する。

(2) 指定状況

本県では「防災重点ため池」のうち、行政所有ではないものを「特定農業用ため池」に指定することとし、令和2年3月31日に43か所を指定した。（令和2年3月31日告示）

：特定農業用ため池に指定

県内の農業用ため池の届出状況等（単位：箇所）

区分	ため池総数	届出対象数		届出数		届出率
		うち、防災重点ため池	うち、防災重点ため池			
全 県	1,164	297	43	297	43	100%
鳥取市	296	44	13	44	13	100%
岩美町	25	23	7	23	7	100%
智頭町	2	0	0	0	0	100%
八頭町	74	16	2	16	2	100%
倉吉市	77	3	1	3	1	100%
湯梨浜町	25	1	1	1	1	100%
琴浦町	33	5	0	5	0	100%
北栄町	26	7	5	7	5	100%
米子市	70	7	3	7	3	100%
大山町	73	6	0	6	0	100%
南部町	215	22	0	22	0	100%
伯耆町	72	21	5	21	5	100%
日南町	136	124	5	124	5	100%
日野町	38	17	1	17	1	100%
江府町	2	1	0	1	0	100%

※境港市、若桜町、三朝町、日吉津村には、農業用ため池はない。

3 ため池管理保全法に係る主なスケジュール

- 令和元年7月1日 ため池管理保全法施行
- 12月 農業用ため池の届出
- 令和2年3月31日 特定農業用ため池の指定
- 5月 農業用ため池データベースの整備・公表（予定）

※令和2年度は、特定農業用ため池について、低水位管理の検討やため池防災システムの導入など管理手法及び管理体制確保のための各種取組を実施していく。

＜参考＞ため池管理保全法の概要

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定された。(令和元年7月1日施行)

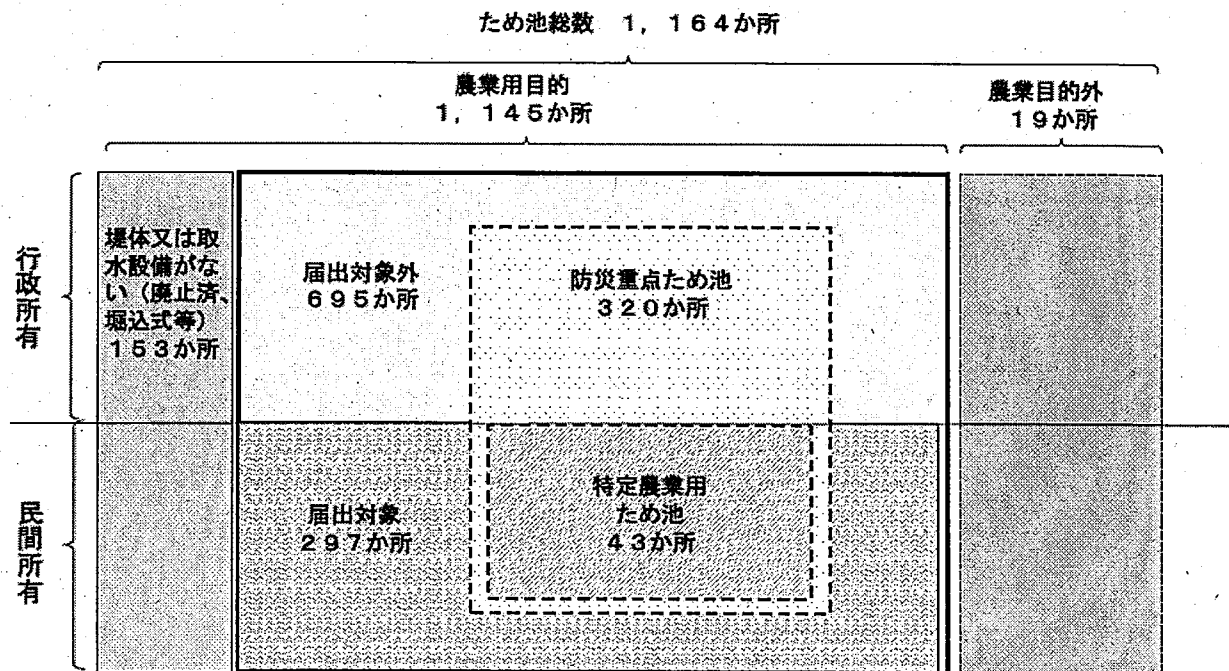
法律の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け(第4条第1項、第2項、附則第2条)
- 都道府県によるデータベースの整備、公表(第4条第3項)
- 所有者等による適正管理の努力義務(第5条)
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告(第6条)
- 都道府県による立入調査(第18条)

特定農業用ため池

- (1) 特定農業用ため池の指定
 - 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定(第7条)
 - 形状変更行為の制限(許可制)(第8条)
 - 市町によるハザードマップ等の作成(第12条)
- (2) 防災工事(第9条～第11条)
 - 所有者等による防災工事(改良・廃止)の計画届出
 - 都道府県による防災工事の施行命令、代執行
- (3) 保全管理体制(第13条～第17条)
 - 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

＜イメージ図＞



鳥取県有種雄牛の遺伝資源保護に係る新たな契約の実施について

令和2年4月21日

畜産課

「白鵬85の3」などの鳥取県有種雄牛の遺伝資源を保護するため、令和2年4月から家畜人工授精所や生産者と締結した新たな契約のルールに基づく県有種雄牛精液の利用がスタートしましたので、その契約の締結状況について報告します。

1 新たな契約の締結について

- 特に優秀な県有種雄牛（「白鵬85の3」、「元花江」など）の精液を特定精液とし、それ以外の県有種雄牛精液を一般精液として、利用には鳥取県との契約が必要とした。
- 特定精液については、精液の所有権を県に留保して流通させるため、家畜人工授精所だけでなく、生産者とも使用に関する契約を必要としている。

区分		家畜人工授精所（師）	生産者	備考
特定精液	寄託契約	○		白鵬85の3、元花江、 検定牛（種雄候補牛）
	使用許諾契約		○	
一般精液	譲渡契約	○		上記以外の県有種雄牛

- 契約内容については、12月、1月に生産者代表や関係団体を集めて調整し、2月5日の鳥取県和牛再生ステップアップ協議会*において確定した。

*本県の和牛生産基盤の強化、産地の再生を目的として開催する協議会。

2 新たな契約の締結状況

- 新年度からのスタートに向け、2月17日から各地域において契約会を8回開催し、契約会に参加できない方のための予備日も設定し、契約締結を進めた。
- なお、既に譲渡済みの精液については、新たな契約と同様の取扱いをしていただくように、契約と同時に同意書をいただくこととした。
- 契約の締結状況（4月15日現在）は以下のとおりである。契約に基づく精液配布は4月23日から行う。

区分	家畜人工授精所（師）		生産者（使用許諾契約）	
	寄託契約	譲渡契約	肉用牛農家	乳用牛農家
契約割合	90% (79/87)	96% (97/101)	89% (228/256)	53% (51/96)

*寄託契約は家畜人工授精所の開設者と契約し、譲渡契約は家畜人工授精師と契約するため分母が異なる。
*肉用牛農家には、和牛を飼養する乳用牛農家も含む。

- 契約に関する現場の意見としては、「遺伝資源の流出防止で子牛の高値安定につながる」、「他県での種雄牛造成が防げ、今後の県有種雄牛の価値向上につながる」などの肯定的な意見があるものの、確認事項や報告事項が非常に面倒との意見もあった。
- 未契約の方の中には、特定精液を利用しない乳用牛農家や、精液の在庫があり契約を急がない方がいる一方、契約内容に理解を得られていない方もある。

3 今後の対応について

- 契約が必要な方には、早期に契約していただくように、個別の説明など引き続き対応を進める。
- 契約内容を理解していただくため、パンフレットの配布や個別の説明を行ったが、より一層理解されるよう、引き続き契約内容の周知を図る。
- 家畜人工授精師等の負担軽減につながる和牛情報管理システムを、今年度中に整備する。
- 和牛振興に向けた鳥取県和牛遺伝資源保護条例（仮）の年内制定を目指す。

